バリアフリー法施行規則・誘導基準省令改正について

資料：２－４

（令和4年10月1日施行）

改正バリアフリー法施行規則・誘導基準省令・関係告示が令和４年３月３１日に公布され、建築物移動等円滑化誘導基準に「劇場、観覧場、演劇場、集会場又は公会堂の客席」に係る基準が追加されました。

1. 客席総数が200以下の場合は客席総数の1／50以上、客席総数が200を超え2,000以下の場合は客席総数の1/100に2を加えた数以上、客席総数が2,000を超える場合は当該客席の総数の75/10000に7を加えた数以上の車椅子使用者用客席を設けているか
2. 車椅子使用者用客席の構造
3. 幅は90cm以上であるか
4. 奥行きは120cm以上であるか
5. 床は平らであるか
6. 車椅子使用者が舞台等を容易に視認できる構造であるか
7. 同伴者用の客席又はスペースを隣接して設けている
8. 客席総数が200を超える場合、①の規定による車椅子使用者用客席を2箇所以上に分散して設けているか

以上

【府の方針】

〇上記②の基準については“望ましい整備”としてガイドラインに記載済み

〇上記①、③の基準について“望ましい整備”としてガイドラインに記載予定

　（参考：大阪府建築基準法施行令例第19条の二）　　　　（ [17]内装等P.18）

|  |  |
| --- | --- |
| 客用の席の数が百以下のもの | 一 |
| 客用の席の数が百を超え四百以下のもの | 二 |
| 客用の席の数が四百を超えるもの | 二に四百を超える数二百(二百に満たない端数は、二百とする。)ごとに一を加えた数 |